

オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価（一）

——連邦司法センターによる類型別事件管理（DCM）計画の評価を中心として——

小松 良正

- 一 序論
- 二 裁判所およびデモンストレーション計画の説明（以上、本号）
- 三 裁判所によるデモンストレーション計画の効果（以下、次号）
- 四 DCM トランクに基づく訴訟の実施
- 五 DCM の効果に関する訴訟処理件数上の指標
- 六 総括——わが国に与える示唆——

一 序論

二〇〇一年六月二三日、政府の司法制度改革審議会は、二一世紀の日本を支える司法制度に関する最終意見書を内閣に提出した。この意見書は、国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）、および国民的基盤の確立（国民の司法参加）を、司法制度改革の三つの柱として位置づけている。このうち、第一の国民の期待に応える司法制度の構築については、民事司法制度の改革、刑事司法制度の

改革、および国際化への対応、が挙げられている⁽¹⁾。そして、民事司法制度の改革の項目では、①民事裁判の充実・迅速化、②専門的知見を要する事件への対応強化、③知的財産権関係事件への総合的な対応強化、④労働関係事件への総合的な対応強化、⑤家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実、⑥民事執行制度の強化、⑦裁判所へのアクセスの拡充、⑧裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化、⑨司法の行政に対するチェック機能の強化、が検討課題として挙げられている⁽²⁾。

これらの検討課題の中で、本稿の関心の対象である①の民事裁判の充実・迅速化について、司法制度改革審議会は、民事訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、以下の方策を実施すべきであると提言する。第一に、原則として全事件について審理計画を定めるための協議をすることを義務付け、計画審理を一層推進すべきである。第二に、訴え提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきである。これらのうち、第一の計画審理の推進について、審議会は、さらに、原則として全事件について審理計画を定めるための協議をすることを義務付け、手続の早い段階で、裁判所と担当者との協議に基づき、審理の終期を見通した審理計画を定め、それに従って審理を実施するという計画審理を一層推進すべきであるとする。また、第二の証拠収集手段の拡充については、訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきである。そのため、ドイツ法上の独立証拠調べ、相手方に提訴を予告する通知をした場合に一定の証拠収集方法を利用できるようにする制度を含め、新たな方策を検討し導入すべきであるとしている⁽³⁾。

以上のような審議会の意見書を踏まえ、法務大臣から試問を受けた法制審議会は、同年九月から民事訴訟法の改正について審議を開始し、⁽⁴⁾ 二〇〇一年六月七日の会議において、民事訴訟法改正要綱中間試案を取りまとめ、その成果を公表するに至っている⁽⁵⁾。

このような民事司法改革の動向は、アメリカ合衆国においては、すでに一九九〇年の民事司法改革法（Civil Justice Reform Act of 1990）の制定により、強力に推進された。この法律は、民事訴訟における訴訟の遅延を防止し、かつ費用を低廉化することを目的として制定されたもので、その目的を達成するための手段として、裁判官による早期の事件管理、類型別事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決方法の利用、を実験的に採用する⁽⁶⁾とした。この法律は、これらの方策の有効性を検証するため、一〇の連邦地方裁判所をペイロット地区に指定するとともに、他の連邦裁判所が有効な方策を検討する際の模範を提供するため、五つの連邦地方裁判所をデモンストレーション地区に指定した⁽⁷⁾。そして、前者はRAND民事司法研究所（RAND Institute for Civil Justice）が、また後者については連邦司法センター（Federal Judicial Center）がその有効性を検証して、合衆国司法会議（Judicial Conference of the U.S.）にその結果を報告するものとされた⁽⁸⁾。一九九七年、合衆国司法会議は、これらの調査結果に基づいて、最終報告書を連邦議会に提出した⁽⁹⁾。このような状況の下で、一九九八年には、各連邦裁判所が、その地方規則に基づいて、すべての民事事件の当事者に対して、訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならぬことを内容とした連邦ADR法（Alternative Dispute Resolution Act of 1998）が制定された⁽¹⁰⁾。また、二〇〇〇年には、すべての連邦裁判所が、原則として初期ディスクロージャー（初期必要な開示・Initial Disclosure）を実施すべきこと等を内容とした連邦民事訴訟規則二六条の改正が行われるに至っている⁽¹¹⁾。

本稿が考察の対象とするオハイオ州北部地区連邦地方裁判所は、上述の民事司法改革法がデモンストレーション地区に指定した連邦地方裁判所の一つであり、ミシガン州西部地区連邦地方裁判所とともに、類型別事件管理（Differentiated Case Management: DCM）の方策を実験的に実施することを義務付けられた裁判所である。類型別事件管理とは、訴訟事件の複雑性の程度や裁判官の関与の必要性の程度に基づいて、一定の訴訟手続やディスカヴァリお

より事実審理の期限を定めた数種のトラックを用意し、訴訟事件をそれらのトラックの内の一つに振り分けることにより計画的な審理を行い、迅速かつ低廉な訴訟を目指すことを目的とした制度である。

本稿は、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所が実施した類型別事件管理計画（以下、DCMと呼ぶ）の有効性について、連邦司法センターが行った詳細な調査結果を検討することを目的とする。⁽¹⁴⁾ 以下、連邦司法センターの行った調査報告に基づいて、第一節では、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所およびその裁判所が採用したデモンストレーション計画の内容を概観し、第二節では、裁判所の採用した類型別事件管理計画（DCM）についての裁判官と弁護士の評価を検討する。第四節および第五節では、DCMトランク上の事件処理の状況を概観する。そして、最後に、以上の検討を通して、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所における類型別事件管理制度が、わが国の民事司法改革上の方策の一つとして提案されている計画審理の考え方に対する示唆について検討するることにする。

- (1) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』九頁（1996年6月11日）。
- (2) 同法制度改革審議会・前掲注（1）九頁および一四頁。
- (3) 同法制度改革審議会・前掲注（1）一五頁以下。
- (4) 法務省民事局参事官室・民事訴訟法改正要綱中間試案、および同・補足説明を参照。各地の裁判所による計画審理の実践例については、最高裁事務総局民事局監修『計画審理を中心とする複雑訴訟の運営に関する執務資料』一頁以下（法曹会、1996年）、坂本倫城「大阪地裁における通常事件についての計画的審理」民訴四七号一四一頁（1996年）等を参照。また、坂本倫城「裁判所の立場から見ての問題点と改善への期待」上谷=加藤編『新民事訴訟法施行三年の総括と将来の展望』八一頁（西神田編集室、1996年）、および出口尚明「訴訟代理人の立場での問題点と改善のために必要な条件」上谷=加藤編『新民事訴訟法施行二年の総括と将来の展望』一一一頁（西神田編集室、1996年）は、それぞれ計画審理に関する問題点と立法的提言を行っており、興味深い。

- (15) Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860). また、如衆国司法会議は、いわゆる比較検討の観點から、わざと10の連邦地方裁判所を比較検討した。民事司法改革法の成立過程等については、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向—民事裁判改革法を中心として—」国際商事法務一一卷五号一七頁、六甲六八三頁、七号一三三頁（1993年）を参照。
- (16) Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (a), 104Stat. 5097 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860).
- (17) See JAMES KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 1 (1996).
- (18) See DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 (FJC 1997).
- (19) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES (1997), *printed in* 175F. E. D. 62 (1997). See also Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (d), 105 (c) 104Stat. 5097-98 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860). 如衆国司法会議の最終報道の趣旨は以下の通りだ。拙稿「トマニカ如衆国における民事司法改革法の解説」国十編法部川〇號一九九八年）を参照。
- (20) Alternative Dispute Resolution Act of 1998, Pub. L. No. 105-315, § 3, Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2993. メリカにおける近時のADRの状況については、山田文「アメリカにおけるADRの実情（上）（下）」ZENITH一八四四〇頁以上、七〇〇〇七一頁以下（1996年）を参照。
- (21) 1996年の連邦民事訴訟規則「六条の改正はござり、笠井正俊「アメリカにおけるADRの実情（上）（下）」ZENITH一八四四〇頁以上、七〇〇〇七一頁以下（1996年）及び拙稿「カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所制度改正をめぐる」『新常古希（上）』二〇〇〇年）を参照。

所における民事地方規則の改正について」国士館法学[1991]印判[11]頁以降(1991年)を参照。

- (12) Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (d), 105 (c) 104Stat. 5097-98 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860). See also Local Rules of the United States District Court for the Northern District of Ohio, Rule 16. 1 (a). 「シガノ州西部地区連邦地方裁判所における類型別事件管理計画について」は、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』101頁—1—8頁(法曹会、1997年)、および拙稿「シガノ州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる類型別事件管理計画の評価を中心として—(一)・(二・説)」国士館大学比較法制研究[1991]八七頁以下(1991年)、および[1991]五四[1]頁以降(1991年)を参照。

- (13) See also LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16.

- 1 (b) (1).

- (14) See DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 81 (FJC 1997).

II 裁判所およびデモンストレーションプログラムの説明

1 裁判所の概観

裁判所によるDCMの実行と、その計画が当地区に与えた影響を理解する上で、次のようないくつかの裁判所の特徴が重要である。これらの特徴とは、多くの裁判官の欠員と、デモンストレーション期間における現役の憲法第三条裁判官(bench)のほとんど全面的な交替、多数のアスベスト訴訟の提起、およびそれらが裁判所における日常的な処理事件数の範囲を不明確にする点、および全国の裁判所と比較して、当裁判所に提起される行政審査事件の割合が

かなり高い点、である。⁽¹⁵⁾

(1) 場所および司法資源

オハイオ州北部地区は、大規模な、都市部に位置する裁判所であり、Cleveland に本部を置き、Toledo、Akron、及ぶ Youngstown に事務所をもつ。各事務所が、少なくとも一名の常駐の地方裁判所裁判官およびマジストレイト裁判官を有する。裁判所の裁判官職の数は、一九八五年以来一人とされてきたが、デモンストレーション地区に指定された時点で、第一二人目の裁判官職を割り当てられた。しかし、一九八〇年代のほとんどの期間、裁判所は少なくとも裁判官一名の欠員を有しており、デモンストレーション期間の開始時点では、二名の欠員があった(充足されない新たな裁判官職を加えると二名)。このような状態は、一九九〇年代初期に一層悪化し、一九九一年八月には一二名の裁判官職のうち五名の欠員があり、この状況は一九九四年五月まで続いた(ただし、新たな任命により、短期間その数が四名に減少した、一九九四年初期の六週間を除く)。一九九四年および一九九五年における大幅な任命により、裁判所は、裁判官の完全な定数を回復したが、その期間は、一名の裁判官が一九九六年中期にシニア・ステイタスを得るまでのわずか六ヶ月にすぎなかつた。⁽¹⁶⁾

現役裁判官に加え、裁判所は、五名のシニア・ジャッジから相当の業務の提供を受けている。のうち一名の裁判官は、予定された審理期日に業務を行うことのできない裁判官の予備裁判官として業務を行う。一名の裁判官は、全訴訟事件を担当し、二名は五〇%の訴訟事件を、残りの裁判官は一五%の訴訟事件を担当する。⁽¹⁷⁾

かなりの数の裁判官の退任、死亡、およびシニア・ステイタスへの変更に加え、新たな裁判官職の創設のために、現役裁判官による憲法第三条の裁判所の構成は、一九九〇年以来、ほぼ完全に変更された。すなわち、現在の二二名の裁判のうち九名が、一九九一年以後に任命された。現在の七名のマジストレイト裁判官のうち四名の裁判官もまた、

表1 オハイオ州北部地区において提起された訴訟事件 (1990—1995)⁽²¹⁾

統計年	提起された訴訟事件				1裁判官当たりの提訴数	
	計	民事	刑事	アスベスト訴訟以外の民事事件	実際	加重値
1990	7480	7032	448	2985	876	450
1991	4875	4439	436	3386	403	349
1992	4950	4464	486	3547	412	370
1993	8209	7659	550	3550	683	441
1994	7603	7140	463	3422	663	415
1995	8660	8184	476	3601	721	424

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 85 (1997).

一九九一年またはそれ以後に任命され、この点は、裁判所書記官および主席裁判所書記官代理 (chief deputy clerk) についても同様である。したがって、大部分の地方裁判所裁判官、および大多数のマジストレイト裁判官ならびに主席の事件管理官が、裁判所におけるデモンストレーション計画の期間内において、事件管理手続を発展させたのである。⁽¹⁸⁾

(2) 処理される訴訟事件の規模および種類

デモンストレーション計画が実施されるに至るまでの10年間、裁判所における訴訟取扱件数は急激に増加し、民事事件の提訴数は、八〇会計年度の二〇一八件から、九〇会計年度の七〇三二件へと、二倍以上の増加をみた。⁽¹⁹⁾ このような増加の大部分は、これらの期間中における、極めて多数のアスベスト訴訟の提起を原因とするものであった。一九九〇年以後は、表1が示すように、この増加は緩慢となり、二年間はかなり減少しさえもした。

表1において最も注目される点は、アスベスト訴訟が民事訴訟事件数に占める割合であり、過去三年間において全提訴数の半数を上回っていることである。民事司法改革法に基づき設置された諮問グループが、この地区のための類型別事件管理計画を発展させた時点で、これらの事件の提訴はこの地区における重要な要因となっており、諮問グループは、これらの事

件を処理するための別個の事件管理トラックと計画を発展させるよう促された。一九九一年に、アスベスト訴訟は、広域係属訴訟司法委員会 (Panel on Multi-District Litigation) の決定に基づいて移送され、それによって、北部地区における民事訴訟事件の負担は、著しく軽減された。⁽²⁰⁾

民事訴訟事件の残りの部分は、裁判所がデモンストレーション計画を設計した一九九一年以後六%増加した一方、刑事訴訟事件は、同一期間中八%増加した。一九九一年以後二%という全国的な民事事件提訴数の増加と比較すると、北部地区における民事事件数の増加は平均を上回っている。この点は、刑事訴訟事件提訴数の増加についても同様であり、その提訴数は増加した一方、全国的な刑事訴訟事件提訴数は減少している。

しかしながら、裁判所における訴訟取扱件数の負担を示すより説得力のある基準は、一裁判官当たりの提訴数の加重値 (weighted filings) であり、これは、異なる種類の民事および刑事事件に関する相対的な負担を考慮したものである。裁判所における提訴数の加重値は、デモンストレーション期間中、最初に上昇した後若干減少し、一九九五年におけるその加重値は一裁判官当たり四二四件となっており、一裁判官当たり四四八件という全国平均を下回っている。しかし、この地区における裁判官の欠員のため、その一裁判官当たりの取扱件数は、デモンストレーション期間中の大部分において、各裁判官が実際に処理した事件数よりも少ないものとなっている。⁽²¹⁾

表2は、この地区で提起されたアスベスト訴訟以外の主要な民事事件の種類を確認したものであるが、この表は、市民的権利に関する事件 (civil rights cases) が、圧倒的に单一の最も大きなグループを構成していることを示している。北部地区は、その取扱事件の構成の点で、その他の大部分の地区と類似している。なぜなら、その表に挙げられた最初の四種の訴訟事件が、人身保護令状事件とともに、全国的にみた場合の主要な訴訟類型の構成をも示しているからである。しかしながら、北部地区は、地方裁判所の全国平均と比較すると、ほぼ一倍の労働関係事件と行政

表2 提起される主要な事件類型⁽²⁴⁾
(アスベスト訴訟を除く。95会計年度)
オハイオ州北部地区

事件類型	訴訟数の場合
市民的権利(Civil Rights)	29.0
個人的権利に対する被害 (Personal Injury)	14.0
労働関係	11.0
契約	9.0
行政審査	9.0

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 86 (1997).

審査事件（主として、社会保障事件）を受理しており、また非常に低い割合の契約事件を受理している。「デモンストレーション」期間中、アスベスト以外の民事訴訟事件で最も増加した領域は、人身被害事件（一九九一年以後、三九%の増加）、最も減少した領域は、行政審査事件であった（一五%の減少）⁽²³⁾。

北部地区では、他のいくつかのデモンストレーション地区とは異なり、民事司法改革法により採用された計画は、全ての訴訟事件の類型に適用される。したがって、この地区的調査は、全ての民事事件を対象としている。⁽²⁵⁾

(15) See DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 83-84 (FJC 1997).

(16) *Id.* at 84.

- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.* 連邦裁判所の構成員及び代理人、特にシリト・ジャッジの地位については、森英明「トメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情」法曹公報『アメリカにおける民事訴訟の実情』101頁—118頁（法曹公、一九九七年）が詳細である。

(19) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 84, n. 59 (Source: Annual Report of the director of the Administra-

tive Office, 1980 and 1990).

- (20) アスベスト訴訟は、この地区において依然として提起されており、書記官事務所に書面業務の負担を負わせているが、裁判官は、これらの事件に関する審理前の事件管理については責任を負っていない。これらの訴訟事件はこの地区から移送されたため、連邦司法センターによる調査の対象とはならない。See *id.* at 85, n. 60.

- (21) Sources: 1995 Federal Court Management Statistics; 1995 Report of the Director of the Administrative Office; records of the Northern District of Ohio. 因事および刑事事件の総提訴数は「^{1995年度}（九月一日終了）」、またアスベスト訴訟提起数は毎年で報告されている。提訴数の加重値はアスベスト訴訟を含むが、その比重は極めて小さい。一九九一年度および九二年度における提訴総数および民事事件提訴数減少の理由は明らかでなく、あたその数が正確であるかどうかも明確でない。裁判所の有する統計と連邦レグルードのそれとは一致していない。See *id.* at 85, n. 61.

(22) *Id.* at 85.

(23) *Id.* at 85-86.

- (24) Source: Records of the Northern District of Ohio. 連邦上の資料はアスベスト訴訟を含むため、その資料の代わりに裁判所の計数が使用されている。 *Id.* at 86, n. 62.

(25) *Id.* at 86.

2 DCM制度の設計（その方法および理由）

一九九一年に、裁判所の諮詢グループが、裁判所に対する推薦を行った準備のための地区の状況を分析した時、諮詢グループが注目した点は、この地区におけるアスベスト訴訟の高い提訴数、刑事事実審理数の上昇（当地区における全審理の三〇%）、および裁判所における裁判官の欠員の影響であった。これらの状況を考慮すれば、裁判官の负担はかなりのものとなると考えられるにも拘わらず、訴訟処理時間の中央値については、北部地区は連邦地方裁判所の平均とはほぼ同じ水準にあること、諮詢グループは大きな衝撃を受けた。このやうな事実と、「当地区的裁判官の

労働観 (work ethic) は満足のいくものであり、かつほとんどの場合卓越している」という認定とが結び付いて、彼らは、この裁判所の事件管理を改正する必要があるのかどうかを問うこととなつた。⁽²⁶⁾

諮問グループは、裁判所がデモンストレーション地区に指定されたため、計画を準備する義務があることを承認したが、彼らはまた、「提起されたすべての民事訴訟事件を、現在の制度ののような単一のトラックの手続に載せることは、必然的に訴訟遅延を生じさせ、またある場合には、その遅延はかなりのものとなる」、と結論づけた。⁽²⁷⁾ 諮問グループはまた、裁判官が使用する極めて多様な事件管理命令書が、弁護士に不必要的負担を負わせることを指摘した。また、彼らは、訴訟に要する実際の費用は文書により明らかにはされていないことを指摘したが、訴訟に要する費用は非常に高額であるという広範囲な認識をも承認した。彼らは、訴訟に必要とされる主な費用が、その額の多寡に拘わらず、ディスカヴァリ、モーション手続、および審理に起因すると考えた。⁽²⁸⁾

以上のような訴訟事件と司法資源の状況との特有な組合せの中で、諮問グループおよび裁判所は、裁判所における類型別事件管理制度を設計した。制定法の下におけるこの地区の明確な責任とは、「明確かつ明示された規則、手続、およびディスカヴァリの完了ならびに事実審理のための時間的枠組み（期限）にしたがって機能する適切な手続上のトラックに、訴訟事件を振り分けることを定める類型別事件管理の制度を実験すること」、であった。⁽²⁹⁾

(1) DCM計画設計の際に諮問グループが考慮した争点

諮問グループは、裁判所から相当の援助を受けつつ、DCM制度設計に際して先導的役割を演じた。この地区的分析に基づいて、諮問グループは、最初に「DCMの基礎を形成する、事件類型に応じた (case-specific) 管理計画」が、訴訟上実施される諸事項間で費やされる不必要な時間や、全体の訴訟処理時間を短縮するのに役立つであろう」と判断した。⁽³⁰⁾ この点を達成するための重要な方策とは、裁判官が利用する様々な命令に代わる、標準化された事件管理

命令 (case management order) であると彼らは考えたのであり、それは、弁護士およびその依頼人に対しても、ディスカヴァリの期限、今後の協議期日、モーションの期限、および審理期日を提供するのである。⁽³¹⁾

一九九三年における諮問グループの構成員との面接では、その他の幾つかの目標が示された。⁽³²⁾ ある構成員の見解によれば、DCM計画の基礎は、すでに裁判官による事件管理の原則の中に存在しており、したがって争点は、何を採用するかではなくそれを当裁判所においてどのように適切に機能させるか、であった。数名の構成員は、何名かの裁判官が積極的な事件管理者 (case managers) ではないことを知っていたと述べ、新たな制度が彼らを適切な管理者とするのに役立つよう諮問グループは望んだのである。各構成員が、この制度がモーション裁判の遅延という長期に渡る問題を解決することを望んでいることを指摘した。⁽³³⁾

諮問グループは、訴訟事件が、裁判所を通してどのように進行するかについてのフローチャートを発展させることによりこの計画を開発したのであり、それは重要な事項に関するタイミングについて様々な見通しを持つていたが、幾つかの理由から、DCM制度は、可能な限り訴状の提出の日から九〇日以内に、早期の事件管理協議の開催を要求すべきであり、また審理前のすべての事項に関する日程が、この協議において設定されるべきであると推薦した。数名の裁判官は、それは当事者が彼らのディスカヴァリの必要性を知るには早すぎ、したがって計画を立てることを不可能とするであろうと考えたが、ある裁判官が述べたように、他の裁判官らは、早期の協議が、裁判官と弁護士に対して「可能な限り早期に訴訟事件の準備をさせる」であろう、と感じた。数名の裁判官は、早期の協議はまた、原告に対してもより迅速に送達を完了するよう促すであろうと望んだ。⁽³⁴⁾

トラックの数とそれらの要件とを決定するため、諮問グループは、裁判所の取扱訴訟事件を調査し、どのような種

類の訴訟事件が裁判所に提起され、またどのようにそれらが分類されるかを検討した。裁判所はまた、州裁判所が採用した制度を調査し、DCM制度を確立する際に州裁判所を補佐した、裁判所が採用した二名のコンサルタントとの間での制度について議論した。⁽³⁶⁾ 数名の諮問グループの構成員は、すべての訴訟事件について九ヶ月の訴訟処理を求めるところを望んだが、グループは、訴訟事件のニーズに対応したいくつかの異なったトラックを推薦した。⁽³⁷⁾

確定的な審理期日をいかに定めかゝ維持するかが、諮問グループによる一層の議論を生み出した。結局、諮問グループは、早期の審理期日の設定よりも、確定的な審理期日を望んだため、審理期日の設定は、事件管理協議（case management conference）においてではなく、中間のステータス協議（midpoint status conference）において行われるべきものとする推薦を行った。それが早期に設定されるならば、審理が延期される（continued）可能性が一層高くなることを、多くの構成員が恐れたのである。諮問グループはまた、配点を受けた裁判官が、審理期日に職務を行うことができないときは、裁判所が審理を他の裁判官に付託する仕組みを確立すべきことを推薦した。⁽³⁸⁾

諮問グループはまた、当事者が初期事件管理協議に参加することを要求すべきかどうかについて、熱心に議論した。数名の構成員は、多くの当事者が最寄りの主要都市にはいなかったため、それは非常に費用がかかると考えた。他の構成員は、当事者の参加が訴訟の進行に大きな相違をもたらす、と考えた。当初は、当事者の参加を要求する厳格なルールが起草されたが、最終的には、当事者が参加すべきかどうかについて、裁判官が柔軟な判断を行うようにルールが書き直された。⁽³⁹⁾

諮問グループの最も大きな関心の一つは、モーションの裁判に関する頻繁な遅延であった。諮問グループは、裁判官が、裁判を迅速化するための定期的なモーション期日（motion day）を開催すべきことを推薦したが、裁判官はこの推薦には反対した。裁判所の最終的なルールは、モーション期日、およびモーションの裁判に関する期限を規定⁽⁴⁰⁾した。

諮問グループは、設計の段階においてマジストレイト裁判官と会合し、裁判所における事件管理手続、およびそれに関する彼らの役割について彼らの意見を聞いた。諮問グループは、特に同意に基づいた一層の審理を含むように、マジストレイト裁判官の役割を拡大すべきである、と考えた。このような目的の達成を容易にするため、諮問グループは、弁護士が事件について計画を立てる際に、弁護士に対して、マジストレイト裁判官がその事件について管轄を有することができるかどうかをお互いに協議するよう指示すべきことを推薦した。諮問グループはまた、その事項を、初期事件管理協議における議論の対象に含めるべきであるとの推薦を行った。⁽⁴¹⁾

法曹委員会（committee of the bar）は、民事司法改革法に先立つ数年間、ADRの推薦に基づいて活動してきたのであり、この争点は諮問グループにとって日新しいものでもなく、また論争の対象ともならなかった。彼らはまた、裁判所がADRの拡大に向かいつつあることをも知っており、全てのADRの方式を計画全体に組み込むことが有益であると考えた。ある構成員は、「一層のADRへの移行は「困難ではなかつた」と述べた。唯一の実際の業務とは、中立人のグループを拡大する」ことであり、これは諮問グループの小委員会が担当し、志願者を選別して裁判所に推薦を行つた。⁽⁴²⁾

連邦司法センターが面接を行つた諮問グループの構成員は、民事司法改革法の過程を明らかに賞賛した。彼らは、裁判所のための有意義な計画を発展させたと感じた一方、「最も大きな利益の一つ」とは、「初めて、弁護士と裁判所との間での協議の道が開かれたことであり、私はこの点が持つ意義を強調しすぎぬ」とはある構成員は述べた。同時に、これらの構成員は、彼らの期待は控えめではあるとしても、この計画が改善をもたらすことを見込んだ。ある構成員は、「私は、今後二年間で大きな変化をみることはないであろうと考える」と述べ、「訴訟事件は、

極めて迅速には進行しないとしても、適切な改善がみられるであろう」、と指摘した。数名の構成員は、最も大きな変化は、裁判官の欠員が補充されたときに生じるであろう、と述べた。⁽⁴³⁾

(2) DCM制度設計に際しての裁判所の役割と目標

主席裁判官が、DCM計画の設計と実施に重要な役割を演じた。彼の主要な業務の一つとは、明らかに、DCMが機械論的な（mechanistic）計画ではなく、裁判官の裁量は損なわれないことを、裁判官に對して確信させる」とであった。この計画を裁判官に理解させようとする熱意と能力が、DCMへの取組みに對する裁判所の合意を得るために重要な要素であったと、多くの裁判官が述べた。主席裁判官に加え、もう一人の裁判官が諮問グループへの連絡係として活動し、すでに地方規則（local rule）の改正に携わっていた三人の裁判官が、DCM制度をその規則に含めるための追加的な変更を行った。⁽⁴⁴⁾

裁判所書記官（clerk）および主席書記官代理（chief deputy clerk）が諮問グループの構成員となっていたおり、したがって、DCM設計の段階において、その計画が裁判所の手続に及ぼすであろう影響を議論することができた。彼らは、諮問グループ、コンサルタント、および裁判官といふ、この計画を実行に移すために必要とされる、例えば地方規則およびフォームに関する改正を確定するため、密接な協議を行った。職員らは、裁判所の雇用した1名のコンサルタントにより、この業務の援助を受けた。⁽⁴⁵⁾

裁判所は、DCM制度を設計する際に、幾つかの目的を考慮した。地方規則によると、「裁判所が類型別事件管理を採用した目的とは、「司法制度または個々の裁判官の独立または権限を損なうことなく、裁判所が、その民事事件表を最も効果的かつ効率的に管理し、費用を減少させかつ不必要的遅延を防止する」とが示されています」と、であつた（規則八・一・一）。⁽⁴⁶⁾

個々の裁判官も、規則上の規定と同一の目的、すなわち費用の減少と遅延の防止を挙げた。さらに裁判官は、DCM制度を採用したその他の非常に多くの目的を確認したのであり、それらのそれぞれが、費用の減少と遅延の防止の構成要素であると語ることができる。それらの目的には、未済事件（backlog）を管理下に置くこと、訴訟事件の進行（flow）を管理下に置くこと、その進行を予測可能なものとすること、裁判官の計画実施責任（accountability）を確立すること、訴訟事件にはそれぞれ違があり、時間と費用はそれにしたがって配分されるべきことを全ての者に理解せねばならぬ、訴訟事件が裁判所から適切な注意を受けるようにすること、裁判官を訴訟事件の管理に一層積極的に関与せねばならぬ、裁判官と弁護士に対して、訴訟事件の評価と計画のためのパラメーターを提供すること、弁護士をその訴訟事件の真の争点（問題点）に集中せねばならぬ、ADRに相応しい事件を識別すること、および和解の可能性のある事件を早期に確認するなどが含まれる。⁽⁴⁷⁾

(26) CIVIL JUSTICE REFORM ACT ADVISORY GROUP, REPORT AND RECOMMENDATIONS : DIFFERENTIATED CASE MANAGEMENT PLAN WITH SUGGESTED RULES AND COMMENTARY. NOVEMBER 27, 1991: 19.

(27) *Id.* at 19.

(28) *Id.* at 11.

(29) *Id.* at 20.

(30) Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (b) (1), 104Stat. 5097-98 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860).

(31) CIVIL JUSTICE REFORM ACT ADVISORY GROUP, *supra* note (26), at 19.

(32) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 87.

(33) 職能司法センターの調査および資料収集手続の概要については、付録Aを参照。 *Id.* at 87, n. 69.

- (34) *Id.* at 87.
- (35) *Id.* at 88.
- (36) オハイオ州北部地区においてのみ実施された。 *Id.* at 88, n. 70.
- (37) *Id.* at 88. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 2.
- (38) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 88. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (d).
- (39) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 88. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (1).
- (40) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 88. ハーベスの期日制度は、最初、地方規則七・1・(a) は規定されていなかったが、その後追加された。 See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 7. 1.
- (41) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 88. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (2) (D).
- (42) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 88-89. ハーベスの業務は、現在、ADR管理およびADR秘書により行われる。 See also *id.* at 95.
- (43) *Id.* at 89.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*
- (46) ハーベスの民事地方規則八・1・1は、一九九七年に条文番号が変更され、現在、民事地方規則一六・1・(a) はねこで規定される訴訟事件に適用された。DCM計画の重要な要素は、次の通りである。
- (1) 事件管理トラック制度 (The System of Case Management Tracks)
- DCM計画は、全ての民事訴訟事件を、事件管理トラックに振り分けることを要求する。行政トラック上の幾つかの種類の訴訟事件は、一般に書記官事務所の職員により振り分けられるが、大部分の民事事件は、裁判官による調査と弁護士との協議が行われた後にのみ、トラックに振り分けられる。各トラックは、それ自体の指針と、ティスカヴァリ、モーシン手続、および審理についての時間的枠組み（期限）を有しており、それらが、そのトラックに振り分けられた訴訟事件に適用される。地方規則八・1・1は、一定の数の質問書および証言録取書を含め、各トラックに対する明確な要件を規定しているが、裁判所のDCM計画に関する注釈は、これらの要件が指針であり、裁判官は、事件管理協議においてこれらの要件を変更することができる、と指摘している。⁽⁴⁹⁾ 表3は、裁判所における五種の事件管理トラック、それらの要件、および各トラックに相応しい訴訟事件の典型的な特徴を列举している。

(2) 事件情報画面 (Case Information Statement)

各当事者が最初の書面（例えば、最初の請求、応答的訴答、またはモーション）を裁判所に提出する際、当事者は、裁判所が提供するフォームを利用して、事件情報書面をも提出しなければならない（地方規則八・三・一⁽⁵⁰⁾）。このフォームは、裁判所に対して、限定的にではあれ訴訟事件に関する一定の初期の情報を提供するのであり、それは、トラックへの振分けに関する当事者の希望や、当事者がトラック振分けに関する判断に関連するものと考へる特別な事件の特徴を含んでいる。⁽⁵¹⁾

(3) 弁護士の会合および共同書面 (Attorneys' Meeting and Joint Statement)

当事者は、彼らの共同の事件管理書面 (joint case management statement) を提出するにあたり、裁判所に對してさうに情報を提供する。この書面は、初期事件管理協議の少なくとも二日前に提出されなければならない（当初は、「協議事項に関する共同合意書」とよばれた⁽⁵²⁾）。この書面の準備の一部として、弁護士は、彼らの担当する訴訟事件について協議するため、会合しなければならない⁽⁵³⁾。弁護士にこれらの要求を通知する命令は、最後の応答的訴答から五暦日以内に彼らに送達され、弁護士が彼らの会合において協議すべき事項、および彼らの共同書面において取り扱うべき事項を定めている。これらの事項には、連邦民事訴訟規則二六条(a)項(1)の規定するディスクロージャーが実施されたかどうか、ADRがその訴訟事件について適切であるかどうか、どのトラックを弁護士が推薦するか、どのような種類のディスカヴァリを必要とするか、またどのようにディスカヴァリを進行させるか、が含まれる。その命令はまた、各裁判官の実務に従い、当事者に対して裁判所が推薦するトラックへの振分けを通知することができる。⁽⁵⁴⁾

DCM計画についての注釈によれば、裁判所の予想する手続上の要件であるトラックについての事前の通知や、そ

表3 DCMトラックにおける訴訟事件の特徴およびトラック上の要件
オハイオ州北部地区

トラック	事件の特徴	トラック上の要件
迅速トラック (Expedited)	<ul style="list-style-type: none"> 限られた数の証書 わずかな (few) かつ明確な法律上の争点 少数の当事者および証人 専門家証人はなし 5日未満の審理期日 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟から終結まで9ヶ月 ディスカヴァリは、事件管理計画書の提出から100日以内に完了 質問書は、1当事者につき15の質問に制限 1当事者につき1つの証言録取書 高い程度のADR利用の可能性
標準トラック (Standard)	<ul style="list-style-type: none"> 数個の (more than a few) 法律上の争点 (それらのいくつかは、未解決) 10名までの証人 2名から3名の専門家証人 5日から10日の審理期日 	<ul style="list-style-type: none"> 提訴から終結まで15ヶ月 ディスカヴァリは、事件管理計画書の提出から200日以内に完了 質問書は、1当事者につき35の質問に制限 1当事者につき3つの証言録取書 中程度から高い程度のADR利用の可能性
複雑トラック (Complex)	<ul style="list-style-type: none"> 多数の書証 多数の証人および専門家証人 多数の手続上および法律上の争点 (それらのいくつかはおそらく新種の争点である) 10日を超える審理期日 	<ul style="list-style-type: none"> 提訴から終結まで24ヶ月 審理前の計画とディスカヴァリの範囲は、事件管理協議において確立される。 中程度のADRの可能性
行政トラック (Administrative)	・社会保障、在監者本人、政府基金の返還等に関する訴訟	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の許可がなければ、ディスカヴァリは実施されない。 通常、プリーディングまたはモーションに基づいて判断される。 報告および勧告的意見のため、マジストレート裁判官に直接振り分けられる。
大規模不法行為 (Mass Tort)	・アスベスト訴訟	・裁判所が定める特別管理計画に従って処理される。

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 91 (1997).

の訴訟事件の争点および必要なディスカヴァリについての事前の協議について、弁護士は、事件管理協議において裁判官との訴訟事件について一層十分な協議を行うことができる。これが期待される、との指摘がなされている。⁽⁵⁵⁾

(4) 初期事件管理協議 (Initial Case Management Conference) やび事件管理命令 (Case Management Order)
地方規則八・一・一に
よれば、事件管理協議は、最後の応答的訴答書面の

提出の日から二〇〇日以内に開催されるべきものとされ、また応答的訴答書面提出の有無に拘わらず、被告が応訴通知（出廷通知・notice of appearance）を提出した日から遅くとも九〇日以内に開催されなければならない、と定められている。⁽⁵⁷⁾ ほとんどの裁判官が利用する一般的なルールとは、訴状の提出から九〇日以内にこの協議を開催する、というものである。地方規則は、当事者が弁護士とともに出廷すべきものと定めるが、彼らが出頭することができない正当な理由が示されるときはこの限りではない、と定めている。弁護士は、本人自らの参加に代え、電話による参加を求めることができる（八・四・一）。⁽⁵⁸⁾

規則八・四・一はまた、協議の対象となる事項をも規定しており、それには、ディスカヴァリの種類および範囲の決定、適切なトラックへの訴訟事件の振分け、ディスカヴァリおよびモーションの期限（cutoff date）の設定、および事件管理協議とディスカヴァリの期限とのおよそ中間に開催されるステイタス協議の期日の設定、が含まれる。⁽⁵⁹⁾ また、裁判官と弁護士は、訴訟事件のADR付託についての適切性、マジストレイト裁判官に対する同意の適切性、およびディスカヴァリの対象となる事項についてのディスクロージャーに関して協議することをも期待されている。DCM計画に関する注釈は、事件管理協議が、同様に、当事者に対してその訴訟事件の争点を限定するよう促し、訴訟上の重要な作業について優先順位を付し、また予想されるディスカヴァリ上の問題を再検討するよう利用されるべきである、と述べる。⁽⁶⁰⁾

事件管理協議においてなされた決定は、その協議のために用意された事件管理計画書に記録され、それに基づいて、その事件に対するスケデューリング命令が発令される。⁽⁶¹⁾

(5) ディスカヴァリに関する要件

表3が示すように、DCMトラックは、異なった特徴を有する訴訟事件について許容されるべき、適切なディスカヴァリの量についての指針を提供している。これらの制限は、初期事件管理協議において設定される（規則八・四・二）。⁽⁶²⁾ DCMの採用に統いて、裁判所は、一九九三年における連邦民事訴訟規則二六条の改正規則に参加することを決定した時点で、その他のディスカヴァリに関する要件を採用した。これらの要件は、初期ディスクロージャー、およびディスクロージャー終了までのディスカヴァリの延期であり、それらは、規則八条に組み込まれた。⁽⁶³⁾

同様に、DCM上のルールに組み入れられたものとして、DCM計画に先行したが、現在ではDCM制度に統合された裁判所に関する要件がある。すなわち、ディスカヴァリに関する紛争を解決するために裁判所の援助を求める前に、当事者は、彼ら自身で紛争を解決するためあらゆる努力をしなければならないというものである（規則八・七・四）。裁判所の援助を求める際、弁護士は、その紛争を解決しようと試みたが失敗したことを証明しなければならない。次に、裁判官は、その紛争を電話協議によって解決しようと試みるのであり、その他のあらゆる努力が失敗した場合にのみ、書面によるモーションに基づいてその紛争を解決する。⁽⁶⁴⁾

(6) モーションに関する要件

訴訟の進行が係属中のモーションにより遅延しないように、規則八・八・一は、定期的に予定されるモーション期日（motion days）を規定する。⁽⁶⁵⁾ さらに、規則八・八・二は、マジストレイト裁判官が、付託日から二〇〇日以内に、終局的判断に関するモーションについての報告書および推薦書を提出すること、および裁判官が、非終局的判断に関するモーションについては審理の日から二〇〇日以内に、また終局的判断に関するモーションについては、審理の日から六〇日以内に裁判することを要求している。⁽⁶⁶⁾

(7) 中間のステイタス協議（Midpoint Status Conference）—確定的な審理期日の設定および維持—

規則八・五・一によれば、ステイタス協議は、事件管理協議とディスカヴァリの期限（cutoff date）との中間の

表4 DCMにおける審理前の事項についての期限
オハイオ州北部地区

事 項	期 限
• 裁判所が、事件管理協議を定める命令を発令	• 最後の応答的訴答書面の提出から5暦日以内（一般的基準は、訴訟事件の受理から約60日）
• 弁護士が、共同書面を提出	• 事件管理協議の少なくとも3日前（受理から約85日）
• 裁判所が、事件管理協議を開催	• 最後の応答的訴答書面提出から30暦日以内、または被告の出廷予告書提出から90日以内（大部分の裁判官が利用する一般的基準は、事件の受理から90日）
• 裁判所が、ステイタス協議を開催	• 事件管理協議とディスカヴァリ完了期限との中間

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 93 (1997).

時点において開催されるべきものとされている。⁽⁶⁸⁾この時点では、弁護士は、裁判所のスケデュールに対応した問題についても協議することができる。生産的な和解協議を行うことができるよう、和解の権限を有する当事者が、この協議に参加しなければならない。同規則はまた、審理期日をこの協議において設定するものとすることを明記するとともに、何らかの理由で、事件の配点を受けた裁判官が、予定された期日から一週間以内に審理を開始することができない時は、迅速な審理を目的として、その事件を他の裁判官に再配点するものとすると定める。⁽⁶⁹⁾

表4は、DCM上の主要な事項についての予定を要約した表である。

(8) 代替的紛争解決 (Alternative Dispute Resolution [ADR])
ADRはDCMの構成要素ではないが、裁判所は、各裁判官が事件管理協議において、当事者とADRについて協議することを要求し（規則八・四・一）、また、各トラックにそのトラック上の訴訟事件に対するADRの適切性を記載することによって（規則八・一・一）、ADRの事件管理への組入れを規定した。ADRに関する

る地方規則は、裁判官が、訴訟のいかなる段階においても訴訟事件をADRに付託することを認め、また適切な場合には、裁判官がADRの利用を命じる権限を与えている（地方規則七）。⁽⁷⁰⁾

裁判所は、四種類の主要なADR手続を確立した。それらは、任意的な、拘束力を持たない仲裁、早期中立的評価（ENE）、調停、および略式陪審審理（summary jury trial）または略式非陪審審理（summary bench trial）である。地方規則七条は、各類型のADRの利用に関する広範囲に渡るルールを規定しており、それには、訴訟事件がどのように選択され付託されるか、書面の提出が要求されるか、誰がADRセッションに参加しなければならないか、どのような費用を支払わなければならないか、およびどの程度の秘密保持（confidentiality）が要求されるか、が含まれる。ADR計画は、ADR管理官により管理されており、彼は、他の業務に加え、連邦裁判所における仲裁人、評議人、および調停人名簿を維持する責任を負う。⁽⁷¹⁾

(9) 未済事件減少計画 (Pending Inventory Reduction Plan [PIRP])

裁判所がDCM計画を採用した時点で、新たに提起された訴訟事件だけに適用される新たな計画により、裁判所が係属中の未済事件から注意をそらしてはならないとの懸念が示された。したがって、非DCM事件にも配慮がなされるように、裁判所は、特別な未済事件減少計画（Pending Inventory Reduction Plan [PIRP]）を採用了。裁判所は、この計画が、かなりの長期未済事件の減少に役立つことを望んだ。⁽⁷²⁾

当初、未済事件減少計画は、未済事件数を明確にすることにより、長期未済事件を処理しようとする裁判所のかなりの努力を促した。積極的に争われていなかつた訴訟事件について、マジストレイト裁判官によるステイタス協議が予定され、それにより、和解がなされたが取下げの通知（dismissal notice）を提出していくなかつた多くの訴訟事件の終結が促進された。その他の訴訟事件は、かなりの未済事件を有する裁判官から、訴訟の進行が順調に推移してい

る裁判官に移され、あるいは訪問裁判官 (visiting judges) により処理され、それによつてもまた多くの訴訟事件が終結した。当初の未済事件減少計画に対する集中的な努力は低下したが、裁判所は、長期未済事件を最小限の割合に保つべく田標を持ち続けてゐる。⁽⁷⁾

- (48) 民事司法改革法 (28 U. S. C. § 474) は從つて、裁判所の計画案は、『法令議および第4巡回区裁判官委員会による審査されたかの承認された。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 90, n. 71.
- (49) ノの地方規則八・11・1は、一九九七年に条文番号が変更され、現在、民事地方規則一六・11.(a) において規定されたところ。⁽⁸⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 2 (a). オハイオ州北部地区連邦地裁の事件管理トライアル制度についても、古澤裕⁽⁹⁾、「アメリカ合衆国における民事司法改革」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』七〇頁以下（一九九七年）をも参照。また、『シガーニー州西部地区連邦地裁における事件管理トライアル制度については、森・前掲注（12）法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』一五一頁、および拙稿・前掲注（12）国土館大学比較法制研究「四号」一〇五頁を参照。
- (50) ノの地方規則八・11・1は、一九九七年に条文番号が変更され、現在、民事地方規則二・111・(b) において規定されたところ。⁽¹⁰⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 3. 13 (b).
- (51) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 90.
- (52) *Ibid.* もともと、民事地方規則一六・11・(b) (2) によれば、現在、弁護士は、事件管理協議期日の少なくとも「1日以前」ノ、協議事項の各項目に関する「あくまで当事者の合意書面」（written stipulation agreed by all parties）を裁判所に提出するべきだ。書面には適時に提出するべきであると定めている。⁽¹¹⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (3).
- (53) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 90. 民事地方規則一六・11・(b) (2) は、あくまで当事者の弁護士は、上記のあくまで当事者の合意書面を、事件管理協議期日の少なくとも「1日前に裁判所に提出である」として、裁判所の発〇〇一年）を参照。
- (54) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 90.
- (55) *Ibid.*
- (56) 前述したように、ノのトライアルに関する推薦およぶ他の裁判所が定める協議事項の各項目について、十分な協議を行うことを命じられたくに、もたら移送されており、したがつて、それらの管理はノの調査の対象とされていな。 *Id.* at 91, n. 72.
- (57) *Id.* at 92. 地方規則八・11・1は、一九九七年に条文番号が変更され、現在、民事地方規則一六・11・(b) (2) は規定されたところ。⁽¹²⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 1 (b) (2). ノの協議は、シカゴ州西部地区連邦地裁では、「初期規則一六条スケジューリング協議」と呼ばれてゐる。ノの規則について、拙稿「カリフオルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について」国土館法学二二四六八頁（二〇〇一年）を参照。
- (58) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 92. なお、地方規則八・11・1の部分の規定は、現在、地方規則一六・11・(b) (2) は規定されていない。⁽¹³⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (1).
- (59) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 92. なお、地方規則八・11・1の部分の規定は、現在、地方規則一六・11・(b) (2) は規定されていない。⁽¹⁴⁾ See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (2).
- (60) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 92.
- (61) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3

(b) (4). たゞ、^レの事件管理命令による定められた計画は、現在、事件管理計画 (Case Management Plan: CMP) と呼ぶべきである。See also *id.*, Rule 16. 1 (b) (4).

(62) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 92. ^レの地方規則の規定は、現在、地方規則 16・11・(a) (a) に規定される。

(63) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 92. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (2) (F).

(64) 地方規則 8・7・Eは、現在、地方規則 11・7・1 に規定される。See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 37. 1.

(65) *Ibid.*

(66) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 92. ^レの地方規則 8・8・1 は、現在、地方規則 7・1 において規定され、^レの規定は、^レの ^レへ取扱 (Motion Day) が、^レの ^レに削除される。

(67) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 92. ^レの地方規則 8・8・1 は、現在、地方規則 7・1、および 7・11 において規定される。

(68) 規則 8・5・1 は、現在、地方規則 16・1・(a) (a)、16・11・(a) (a) (a)、および 16・11・(a) に規定される。

(69) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (d).

(70) ^レの規定は、現在、地方規則 16・11・(a) (a) (c) に規定される。

(71) ^レの規定は、現在、地方規則 16・11・(a) に規定される。

(72) ADR に関する規定は、現在、地方規則 16・4から 16・10 において規定される。

(73) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 93. 地方規則 7 [現在、同規則 16] は、裁判官が適切であると考へられること。

の他のADRの方式への付託をも規定する。裁判所の任意的仲裁計画は、28U. S. C. §§ 651-658 により承認された 1〇の計画の一つの 1 つである。^レの計画は、任意的仲裁実施裁判所にて連邦司法センターが行つた調査に命ぜられた。See D. RAUMA AND C. KRAFFKA, VOLUNTARY ARBITRATION IN EIGHT FEDERAL DISTRICT COURTS: AN EVALUATION (Federal Judicial Center, 1994). DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 94, n. 73.

(74) 早期中立的評価 (EZ-E) は地方規則 16・5、調停は同規則 16・6、仲裁は同規則 16・7、略式陪審審理は同規則 16・8・8、略式非陪審審理は同規則 16・9、^レの他のADR手続が同規則 16・10 に規定される。

(75) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 4 (c).

(76) DONNA STIENSTRAS ET AL., *supra* note (15), at 94.

(77) *Ibid.*

4 DCM制度の実行と維持

(1) 裁判所の職員と裁判官の役割

一九九一年から九二年の冬期および春期に、裁判所および特にその職員が、DCMを一連のルールから一連の日常業務に変えるために、裁判所の業務遂行上必要とされる改革に着手した。裁判所書記官および主席書記官代理は試問グループの構成員であったため、彼らは、DCMの設計段階を通して実行上の問題点を予想することでも、また裁判所における業務遂行上の改革計画を作成するため、裁判所職員と作業を行うことができた。

書記官事務所の手続に関する変更についての全体的な調整は、DCMコーディネーターの責任であり、彼は、DCM計画を担当した主席裁判官のロー・クラークであり、その任期は一九九二年初期に終了するものとされた。彼は、裁判官、コンサルタント、試問グループおよび規則試問委員会との間の連絡係として業務を行い、実行上の問題点に

ついてのコンセンサスの形成に助力し、裁判所職員および弁護士の訓練のための教育的資料を準備し、新しい規則の適用に際し書記官事務所の職員を補佐し、また自動化担当職員と共同作業を行って新しいデータ領域（data fields）および報告書を開発した。⁽⁷⁹⁾

裁判所は、自動化担当職員（automation staff）が、DCMの実行により極めて重要なものと考えた。例えば、DCM制度は、事件管理トラックへの振分けのような新たな種類の事項を事件教に記載することや、それらの事項のために事件表に関する新たな映像スクリーンを創造することを要求した。さらに、綿密な事件管理アプローチを採用するため、裁判所は、例えば、事件管理協議およびトラック振分けのスケデュールのような、訴訟上の諸事項が適時に実施されているかどうかを監視できるようにするることを望んだ。自動化担当職員は、裁判所の事件表記載制度がそのような報告書を提供できるよう調整した。これらの変更是、裁判所にとって大きな問題となっていた。というのは、裁判所は、DCM以前においては、コンピューター化された報告書を作成する能力を有しておらず、このコンピューター制度を極めて迅速に発注しなければならなかつたからである。⁽⁸⁰⁾

技術的にはDCM上の作業には関連性を有しないとしても、二つの新たな職員の地位が、DCM計画の実行の過程において創設された。一連の完全なADRオプションへの拡張と裁判所の承認する中立人名簿の維持のため、裁判所は、ADRの管理のための常勤の職員が必要であると判断し、ADR管理官（ADR administrator）とADR秘書（ADR secretary）を雇用した。彼らの業務は、裁判所におけるADRパネル（名簿）のための中立人の募集および訓練、中立人の訴訟事件への振分け、およびADRに付託された訴訟事件の数および現状についての月例報告を含む。⁽⁸¹⁾

DCMの実行は、裁判所職員にとり広範囲な計画立案の時期ではあつたが、大部分の職員の役割は、新たな制度により実質的な変更を受けなかつた。大部分の職員にとり主要な変更となつた点は、新しいフォームの利用、これらの

フォームを正確に送付すること、および事件の監視のため新たな統計上の報告書を利用すること、であった。例えば、現在、訴状受理を担当する書記官（intake clerks）は、原告が義務的とされている事件情報画面を、最初の訴答書面とともに提出したかどうかを確認しなければならず、次に、そのフォームを法廷付代理に送付しなければならない。DCMはまた、裁判官室の職員にも新たな義務をほとんど負わせなかつた。多くの裁判官は、実際のところ、DCM制度は、そのロー・クラークを含めて彼らの職員の職務を一層効率化した、と考えている。その制度は、どの事件が対応を必要とするかを明確にして、職員が彼らの業務に優先順位を付けるのに役立つ。さらに、月例の訴訟事件現状報告書（case status report）は、職員がいざれの訴訟事件や事項も看過しないようにすることに役立つ。

DCMが、依然として今日一定の調整を要する範囲で、その調整は、DCMコーディネーター（現在は、主席書記官代理）が行つてている。しかし、彼は、その制度は十分に裁判所の実務に組み入れられ、日常業務化されたと述べている。今日の彼の明確なDCM上の義務は、主として統計上の報告書を審査することにある。その他の書記官事務所職員および裁判官室職員にとり、DCMの下で彼らが負う主な責任とは、裁判官が利用できるように、各事件についての最新のかつアクセス可能な情報を維持することと、弁護士に対して、彼らが裁判所に対する義務を遵守すべき日程を迅速に連絡することであり、ほとんどの裁判所における書記官事務所職員の義務と類似したものである。

DCM制度を維持する主な責任は、かなりの程度において、その制度上の要件の実施を通して裁判官が負う。ある裁判官が指摘したように、その制度は自己実現的なものではなく、各裁判官に対し、各事件について定められる期限を設定しがつ遵守させることへの積極的かつ継続的な支持を要求するのであり、その責任は、もちろん実質的には、書記官事務所、裁判官室職員、および裁判所のコンピューターによる報告書により支援されるのである。⁽⁸²⁾

容易には乗り切ることはできない。特に、自動化は、進行中の手続である」と指摘した。裁判所は、現在、裁判官が書記官事務所の用意した報告書ではなく、裁判官室で情報にアクセスできるような新たなコンピューター・システムを構築中であり、それは、裁判官が自分にとって必要であると考える情報だけを呼び出すことを可能とするための第一步である。

実行の過程に関与した数名の者は、その点を回顧して、「もし裁判所が早期の段階で、裁判官と職員との全員の会合を開き、彼らにDCMを紹介し、多くの役割の調整を行っていたとしたら、それは一層容易となつたであろう」と述べた。DCMが開始される時点で、そのような会合（または一連の会合）が開かれなかつたため、規則の意味について、裁判官の間に解釈の相違が存在し、またいくつかの規則に対する支持の程度は様々であった。かなり長期間、裁判所で業務を行ってきた裁判官は、とりわけ彼らの訴訟実務の変更を躊躇した。しばらくして、実務におけるこれらの相違は、特に裁判所における唯一の実務経験が新規則に基づくものであった新任裁判官の任命により、ほとんど消滅したとの報告がなされた。⁽⁸³⁾

(2) DCM制度により使用されるフォーム

裁判所は、DCMの実行期間中、フォームの開発に相当の時間を割いたが、このことは、DCM制度が非常に多くのフォームを必要とするのではなく、実際、この計画については二つの重要なフォームのみが存在する。第一に、弁護士の提出する事件情報書面（Case Information Statement）であり、この書面により、弁護士は、彼らが提起する訴訟事件の種類、彼らが適切であると考える事件管理トラック、および彼らがトラックへの振分けに関連があると考へる争点を提示する。

第一の重要なフォームとは、事件管理協議通知書（Notice of Case Management Conference）であり、提訴後

九〇日以内に送付され、弁護士に対して彼らが事件管理協議のために行うべき準備を通知する。⁽⁸⁵⁾ その通知とともに、弁護士は、これらの準備の結果を裁判所に報告するための、連邦民事訴訟規則二六条（f）項および地方規則八・四・一に基づく、当事者の計画のための会合に関する報告書（Report of Parties' Planning Meeting）とよばれるフォームを受け取る。そのフォームの各項目は、本質的に、まもなく開催される事件管理協議において協議される事項を含んでいる。⁽⁸⁶⁾

事件管理協議の終了により、裁判官は、事件管理命令（case management order）を発令する。裁判所は、この命令のための特別なフォームを開発しなかつたが、裁判所に対して提出される弁護士の計画報告書が、裁判官に対して、事件管理命令を準備する際の重要な手助けを提供している。⁽⁸⁷⁾

また、裁判所は、DCM実施の当初、すべての原告に対して裁判所の新たな事件管理制度を知らせ、また関連する地方規則を彼らに教示するため、主席裁判官が署名した通知書を彼らに配布した。裁判所は、現在では大部分の弁護士がDCMを熟知していると考え、この通知の利用を中止した。⁽⁸⁸⁾

(3) 弁護士の教育

裁判所がDCMを採用してすぐに、試問グループおよび裁判所は、弁護士にこの新しい事件管理制度を教育するための作業に着手した。ある裁判官が指摘したように、裁判所が、多様性に富みかつ深い尊敬を受け、他者を先導するような試問グループを任命した時点で、その作業の第一歩は、ある意味においてすでに踏み出されていた。

にもかかわらず、裁判所および試問グループは、かなりの財源を弁護士の教育に注いだ。継続的法学教育のセッションが各部（each division）で開催され、参加者は、裁判所の新たな規則、DCMフォーム、および裁判所における訴訟事件の進行を示す図表を含んだバイインダーを手渡された。DCMとADR計画の双方が、裁判所および試問グ

表5 民事司法改革法上の費用（1991—1996会計年）

オハイオ州北部地区

会計年	コンサルタント	旅 費	諸経費 [#]	自動化	研 修	職 員*	ADR ⁺	計
1991	\$ 4,934	\$ 0	\$ 17,205	\$ 5,829	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 27,968
1992	\$ 28,644	\$ 0	\$ 47,754	\$ 16,552	\$ 7,856	\$ 64,301	\$ 19,292	\$ 184,399
1993	\$ 20,994	\$ 324	\$ 42,852	\$ 2,540	\$ 0	\$ 111,585	\$ 3,520	\$ 181,815
1994	\$ 2,336	\$ 0	\$ 9,825	\$ 656	\$ 0	\$ 77,049	\$ 2,570	\$ 92,436
1995	\$ 0	\$ 0	\$ 6,130	\$ 1,758	\$ 0	\$ 67,228	\$ 1,745	\$ 76,861
1996	\$ 0	\$ 0	\$ 9,231	\$ 0	\$ 0	\$ 79,355	\$ 3,021	\$ 91,607
計	\$ 56,908	\$ 324	\$ 132,997	\$ 27,335	\$ 7,856	\$ 399,518	\$ 30,148	\$ 655,086

#備品、家具、印刷物、郵送料、電話、および事務所用機器を含む。

*DCMおよびADR職員の俸給を含む。ADRが、最も大きな部分を占める（92—96年における職員全体の費用のうち、概算で\$333,903）。

+コンサルタント、研修、および仲裁人に支払われた手数料を含む。

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 97 (1997).

(4) DCMに対する予算

DCM計画の実行および維持について裁判所が報告した費用は、表5に示されている。⁽⁹⁰⁾ミシガン州西部地区の場合と同様、DCM計画開始のための費用は、それを維持するための継続的な費用よりも高額であった。特に、早期の費用に含まれるものとして、DCM制度を設計するためのコンサルタントの援助、消耗品および備品（その費用の大部分は、弁護士の教育に関連した印刷費及び通信費）、裁判所における自動化システムの改良、および民事司法改革法上の職員である弁護士および秘書がDCMおよびADR計画のために使用した時間、が挙げられる。

DCM計画はすでに確立されたため、裁判所は、もはやコンサルタントを使用しておらず、また民事司法改革法上の職

員である弁護士および秘書も雇用していない。自動化、訓練、および弁護士への資料の提供に関する費用もまた減少した（一部には、法曹団が、定期的な法曹会議〔bar conference〕や継続的法学教育コースで、継続的な教育を提供することによりその費用を負担しているため）。依然として存在する主要な費用は、職員の俸給、とりわけADR管理官およびADR秘書の俸給である。したがって、最近の費用の大部分は、裁判所のADR計画に起因するものであり、DCM計画に起因するものはほとんどない。⁽⁹¹⁾他のデモンストレーション地区も同様に、オハイオ州北部地区は、民事司法改革法の下で、追加的な財源を受けることがやめた。

(78) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 94.(79) *Ibid.*(80) *Id.* at 95.(81) *Ibid.*(82) *Ibid.*(83) *Id.* at 95-96.

(84) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 3. 13 (a).

(85) See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b).

(86) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 96.(87) *Ibid.* See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (4).(88) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 96.

(89) *Id.* at 96-97.

(90) 連邦司法センターに保存されている、一九九六年一月四日付けのG. Smith氏か、D. Stienstra氏宛の書簡に基づく。

Id. at 97, n. 74.(91) *Id.* at 98, n. 75.

5 裁判所によるDCMルールの適用

裁判所におけるDCMルールは、一連の多くの訴訟手続を規定しているが、それらの実行可能性（viability）に関する重要な判断基準とは、それらが実際に使用されているかどうかである。本節では、連邦司法センターは、裁判官と裁判所職員との面接により得られた情報を利用して、裁判所がそれらのルールをどのように適用したかを論じ、また裁判所がそのルールを適用した結果生じたトラックへの振分けのパターンをも示している。そして、その点は、トラック制度が事件管理にどの程度不可欠なものとなっているかを例証するとする。

(1) 特定のDCMルールの適用

①行政トラックに基づく事件管理　あるグループの訴訟事件については、DCM制度の採用は、大きな変更を意味しなかった。行政機関の審査（agency review）を含む訴訟事件は、一つのトラックに振り分けられるが、現実には、これらのトラックの管理は過去の実務とほとんど異なっていない。そのトラックは、次のような過去の実務を単純に方式化したものである。すなわち、訴訟事件を、その提訴の時点で報告および勧告的意見を求めるためにマジストレイト裁判官に回付し、または答弁書が提出されない場合にその却下（dismissal）のために裁判官に回付するというものである。これらの事件を特定のトラックに振り分ける目的とは、新たな手続を規定するということではなく、⁽⁹²⁾ その進行を一層監視可能なものとすることがある。

② トラック、事件管理協議、および確定的な審理期日　民事事件表上のその他の大部分の訴訟事件については、ほとんどすべての裁判官が、ほぼすべての事件について初期事件管理協議を開催し、すべての訴訟事件をトラックに振り分け、すべての事件について事件管理命令を発令し、また確定的な審理期日を維持しようとしている。これらのDCM上の要素の重要性については、何らの意見の相違も存在しなかつた。⁽⁹³⁾

時折これらのDCM上のルールの一つを適用しない裁判官は、一般に非常に明確な理由でそのルールを適用しない、と説明した。例えば、弁護士の共同書面を審査し、またおそらく彼らと電話で話し合った後、その裁判官は、事実審理省略判決の申立て（summary judgment motion）がその事件を解決するであろうと考え、準備書面（briefs）の提出を求め、事件管理協議を開催しないであろう。後にモーションが否定される場合、その裁判官は事件管理協議を開催し、トラックへの振分けを行い、期日を設定する。これらの例は、トラッキング制度にそれほど十分には適合していない、とある裁判官は説明した。あるいは、少なくともそれらは、その制度に関する統計上の報告を「悪化させる」のである。なぜなら、その事件管理協議が開催されるまでは、その訴訟事件は、提訴時から起算される適切なトラック上の期限を明らかに超過するであろうからである。それにも拘わらず、裁判官は、そのような状況では、その訴訟事件にかかる総日数がトラック上の期限を超えることを認識しつつ、ディスカヴァリの数量および時期に従い適切なトラックへの振分けを行うのである。

大部分の裁判官が、要件を充たすほとんどの訴訟事件について事件管理協議を開催していると述べているが、数名の裁判官は、他の裁判官の中には自らその協議を開催せず、ロー・クラークまたはその他の職員にそれを「行わせている者がいる、と報告した。それは、そのような実務は規則上規定されておらず、その点に言及した裁判官により強く非難された。職員が事件管理協議を行っていることを認めた裁判官はいなかった。これはおそらく、いずれの裁判官

もそのようなことを行つていなか、あるいはそれが是認されるものではないことを認識していることによるものであろう。しかし、他の裁判官がこのような実務を行つていると指摘した裁判官は、そのような実務は中止すべきであると強調した。⁽⁹⁴⁾

③事件情報書面、および弁護士による共同の計画報告書 DCM制度上のその他の構成要素は、同様に厳格には遵守されていない。例えば、原告側弁護士の九五%が事件情報書面を提出しているが、被告側弁護士による遵守の程度は、裁判官らによると一層低い。しかしながら、裁判官は、このルールを強制しようとはしてこなかつた。なぜなら、彼らの大部分がこの書面にはほとんど注意を払わず、弁護士による共同の計画書面（attorneys' joint planning statement）や最初の請求が、事件管理協議の準備にとり十分なものであると考えたからである。⁽⁹⁵⁾

たとえそうであるとしても、相当数の弁護士がこの共同書面を提出していない、と裁判官らは報告した。数名の裁判官にとり、この点は重要ではなかつた。彼らの見解によれば、弁護士間での計画のための会合（planning meeting）が、彼らに対しても事件管理協議に向けた準備をさせるための重要な方策なのである。⁽⁹⁶⁾しかし、その他の裁判官は、この共同書面を極めて有益なものと考えた。なぜならば、それは、事件管理協議の指針として役立ち、かつその協議に必要とされる時間を節約するからである。それらの裁判官は、その弁護士の会合がおそらく彼らにその協議を準備させるための最も重要な要素であることを承認する一方で、その会合はもっぱら書面準備の義務を理由としてのみ開かれていると考えるのである。数名の裁判官は、裁判所が弁護士にこれらの書面を提出させるよう継続的に注意することを促した。そして、すべての裁判官が、事件管理協議の前に弁護士に対してその訴訟事件について協議させる何らかの方法（共同書面、ディスクロージャー、またはその他の方策）が、極めて重要である点に同意した。⁽⁹⁷⁾

④ディスカヴァリの数量制限 裁判所は、DCM実行過程の初期に、質問書および証言録取書に関する制限の機

械的適用が、ある裁判官の指摘するように、「弁護士による強い反感」を生じさせることを知つた。機械的な適用はまた、各訴訟事件のニーズに対する個別的対応の原則にも反した。裁判所が、裁判官および弁護士に対して、各トラブルに記載されたディスカヴァリ上の制限はルールではなく指針であることを明らかにしたことで、その問題は解消した。それらをルールではなく指針として利用することは、ある裁判官が指摘したように、DCM制度を弱めるものではないのである。例えば、裁判官は、訴訟事件を迅速に進行させることができるとの弁護士の合意に基づきその事件を迅速トラックに振り分けることができるが、その裁判官はまた、もし一層多くの数の証言録取書または質問書がその訴訟事件に必要とされるときは、そのトラック上の指針が提案する数よりも多くの数の証言録取書または質問書を許可することができる⁽⁹⁸⁾のである。

⑤ディスクロージャー（必要的開示） 数名の裁判官の訴訟実務がルールと異なつてゐるもう一つの領域は、初期ディスクロージャーの実行に関するものである。これらは、裁判所によりある程度容認された、ルールからの逸脱である。なぜなら、裁判所は、ディスクロージャーに対する弁護士の反対を考慮して、裁判官が彼らの裁量でそのルールを適用することを認めるからである。約半数の裁判官が一般的にこのルールを適用しており、当事者に対して事件管理協議前にディスクロージャーを行うことを要求している。ある裁判官が述べたように、それらの裁判官は、「ディスクロージャーは切迫感を増し、ディスカヴァリを進行させる」と考えている。これらの裁判官は、ほとんどまたは全くディスクロージャーに関する紛争を報告しなかつた。一般的にディスクロージャーを要求しない裁判官は、実際的な理由でこれに反対した。彼らは非常に早期に事件管理協議を開催しているので、すでにかなり迅速に訴訟事件を進行させており、ディスクロージャーは不要である、と数名の裁判官は述べた。他の裁判官は、正式なディスカヴァリが延期されるべきものとする連邦民事訴訟規則二六条の要件は、重要な情報を事件管理協議から除外してしま

うため、この協議を弱体化する、と考えている。⁽⁹⁹⁾

⑥ステイタス協議 大部分の裁判官が、彼らは原則として訴訟事件の進行を監視することの重要性について同意したが、数名の裁判官は、少なくともいくつかの訴訟事件において、地方規則八条の定める中間のステイタス協議の要件を放棄したことを指摘した。数名の裁判官は、このステイタス協議を「時間の浪費」と表現し、もっぱら監視を必要とする訴訟事件についてのみこれを開催している、と述べた。ある裁判官は、非常に多くの事件で、「弁護士と私がお互いに相手を見て、なぜそこにいるのかわからなかつた」、と述べた。その他の裁判官は、中間のステイタス協議がほとんどの訴訟事件において有益である、と考えた。なぜなら、ある裁判官は、「弁護士に訴訟事件の進行を喚起させ」、「問題点を明らかにし」、「不必要なディスカヴァリの排除に役立ち」、また「争点の限定に役立つ」からである、と指摘した。規則におけるこの方策についての裁判官の意見は、一般にそれを強く支持するものであった。⁽¹⁰⁰⁾

⑦審理期日の設定 数名の裁判官は、審理期日の設定に関する手続においても、また規則八条の規定と異なる手続に従っている。規則上は、審理期日は中間のステイタス協議において設定されることになっているが、これらの裁判官は、この期日を初期事件管理協議期日において設定している。この期日を早期に定める裁判官は、一面においてその期日をあまりにも早期に設定することは困難であることに同意しつつ、「私が五月において一〇月を予定して設定した審理期日が、実際にその日に開かれると考えることは現実的ではないとしても、私はその期日を設定する。弁護士と私は、期日がその日時に設定されたため、その訴訟事件はその時点までには審理の準備ができ、そして解決されるであろうと認識する。ディスカヴァリとモーションは、確実に実施されているであろう」と述べた。この裁判官およびその他の数名の裁判官は、大部分の訴訟事件について、審理期日を初期事件管理協議において設定すべきものとするように、地方規則を改正すべきであると主張した。⁽¹⁰¹⁾

⑧代替的紛争解決 ほとんどすべての裁判官が、訴訟事件を裁判所のADR計画に付託している。彼らのADRの利用の程度はかなり異なっており、また数名の裁判官は、ENE（早期中立的評価）と仲裁とが限定的に利用されていると考えているものの、大部分の裁判官は、ADRが紛争の解決に利用される重要な選択肢の一つであると考えている。⁽¹⁰²⁾ それにもかかわらず、彼らとの面接によれば、ADRの類型間における相違や、ADRの最も効果的な利用方法について不確実性が存在している。例えば、数名の裁判官は、従前の事件表を受け継いで、大多数の訴訟事件を自動的にENEに付託したが、大部分の訴訟事件が和解されずに彼らに戻されることに不満を述べた。これは、明らかに、裁判所におけるENE手続の目的が、和解ではなく争点の明確化であることを意識しないものである。また、数名の裁判官は、ほとんどすべての訴訟事件を一律に（routinely）ADRに付託しているが、これはその利用のためのトラックの指針を考慮していないのである。⁽¹⁰³⁾

⑨モーション期日（Motoin Day） ほとんどの裁判官は、DCMルールが許容するが要求してはいないモーション期日を開催していない。実際のところ、これまでどの裁判官もまったくこの要件を実行しなかつた。ある裁判官の説明によれば、モーション期日に裁判することができるようなモーションは、当事者が裁判所に出頭する必要を省くために、書面により容易に裁判することができるるのである。より複雑なモーションについては、裁判所は必要に応じて審理期日を計画している。⁽¹⁰⁴⁾

⑩マジストレイト裁判官の役割 DCM計画は、マジストレイト裁判官の役割の強化を求めているが、彼らの業務は、依然として、主に刑事事件における審理前の事項および行政審査事件からなる。多くの裁判官は自ら進んで審理前の事項を処理しているが、数名の裁判官は、DCM計画に従い、マジストレイト裁判官が審理を含め訴訟事件の

全体を処理することに当事者が同意するよう求めている。しかし、数名のマジストレイト裁判官は、同意の数は増加しなかったと考えており、また、その裁判官の一人は、負担の大きい社会保障事件のために、マジストレイト裁判官の間に「強い疲労 (burn out)」があるとの懸念を示した。過去五年間の付託に関する調査によれば、実際には、マジストレイト裁判官による処理に同意した訴訟事件の数は、DCM計画の初期の一周年間上昇したが、この点は、裁判所が長期未済事件を減少させようと努力した時期と、裁判官の欠員が最も多い期間とに一致している。⁽¹⁰⁵⁾

(11) コンピューターによる監視 明文化されたルールとは別に、DCM上の最後のもう一つの要素が、裁判官によるそのルールの利用に際して重要な役割を演じた。それは、各事件の現状を定期的に監視する自動化制度 (automated system) である。裁判官らは、定期的に、彼らの訴訟事件が期限に合致しているかどうかだけではなく、他の裁判官の訴訟事件がそうであるかどうかをも確認する。また、彼らは、裁判所全体でのトラックへの振分けの数、トラック上の指針内での訴訟の終結数、およびADRにおいて和解した訴訟事件数のような数量 (measures) を提供する報告書を受け取る。後に議論されるように、多くの裁判官が、この計画実施責任 (accountability) をDCM 制度の有する長所の一つであると考えている。⁽¹⁰⁶⁾

要約すると、DCM上のいくつかの特定の方策の利用は裁判官により異なるが、いくつかの重要な方策（事件管理協議、トラックへの振分け、訴訟事件についてのスケデュールを定める命令）は、ほとんどすべての裁判官により規則的に使用されている。特にこの裁判所での従前の実務経験を持たない新任裁判官（そのうちの数名は州裁判所裁判官出身者ではあるが）は、DCMを歓迎しているが、ほとんどすべての裁判官が、彼らは原則的にかつ実務上その制度に賛成している、と述べた。⁽¹⁰⁷⁾

(2) トラック間における訴訟事件の分布

表6 提起された民事訴訟事件のトラックへの振分け
(アスペスト訴訟を除く: 1992.1.1—1996.7.31.)
オハイオ州北部地区⁽¹⁰⁹⁾

トラック	振り分けられた訴訟事件数	振り分けられた全事件数に占める割合 (%)	非行政トラックに振り分けられた全事件数に占める割合 (%)
振り分けられた全事件数	8368		
迅速	1148	14.0	20.0
標準	4216	50.0	73.0
複雑	351	4.0	6.0
大規模不法行為	54	1.0	1.0
行政	2599	31.0	
振り分けがなされなかった全事件数	8088		
<90日	3988		
>90日	4100		
提起された全事件数	16,456		

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 102 (1997).

一九九二年以来、裁判官が彼らの担当した多くのそれぞれの訴訟事件について行ったトラック上の判断が、表6における多くの要素により示されている。裁判官は、トラックへの振分けを行う際、例えば、当事者の数、証人の数、その訴訟事件の対象、およびどの程度のディスクヴァリを必要とするか、といった多くの訴訟事件に関する特徴を考量する。最も重要な変数 (variable) とは、必要とされるディスクヴァリの量であり、トラックの類型 자체がそれに基づいて構築されているのである。⁽¹⁰⁸⁾

裁判官の報告や表6で示されるように、非行政事件の大部分は、標準トラック (standard track) に振り分けられる。その後に振り分けられる数が最も多いものは、迅速トラック (expedited track) である（非行政事件の五分の一を超える）。数名の裁判官は、彼らが訴訟事件を複雑トラックに振り分けることに反対し、

弁護士は受任した訴訟事件を迅速トラックに振り分けることに反対したことを指摘した。迅速トラックに関する弁護士の懸念とは、そのトラックの認める証言録取書および質問書の数が制限されていることである、と裁判官らは指摘している。数名の裁判官は、迅速トラック上の期限を利用しつつ、より多くのディスカヴァリを認めることにより、この障害を克服することができた。ディスカヴァリの制限という同様の理由で、数名の弁護士は、受任した訴訟事件を複雑トラックに振り分けさせようとした。この場合の解決策もまた、通常は裁判官の選択するトラック（標準トラック）への振分けを行うとともに、質問書と証言録取書の数を若干増加させるというものである。⁽¹⁰⁾

表6において最も注目される数字の一つは、トラックに振り分けられた訴訟事件の数であり、それは、トラックに振り分けられた訴訟事件とほぼ同数である。一見したところ、もしDCMが訴訟事件の管理について効果的な制度を提供しているならば、要件を充たすすべての訴訟事件は、少なくともなんらかのトラックに振り分けられるべきであろう。しかし、そうならないことは、必ずしも問題があることを示していない。振分けがなされていない事件の半数、すなわち九〇日以内に振分けがなされていない事件については、即座に説明することができる。大部分の事件が、トラックへの振分けが行われる事件管理協議開催の期限である九〇日以内に終結し、その他の事件が依然としてその協議に達していなかつたのである。⁽¹¹⁾

九〇日を超えて振分けがなされていない訴訟事件についても、その説明はまた比較的容易である。トラック振分けの分布に関する調査によれば、振分けの行われていない事件のほぼ半数が、争点決定の前に、かつ裁判所の関与なしに終結した。同様に、振分けがなされていない訴訟事件のうちより大きい割合のものが、DCMが採用されるかなり以前から職務を行っていた裁判官の事件表に属しており、この点は、数名の裁判官が、DCM以前の訴訟手続の維持を望んだとする、面接でのコメントと一致している。しかしながら、これらの裁判官の大部分についても、彼らの訴

訟事件の少なくとも四〇%はトラックに振り分けられており、裁判所の平均である五〇%をそれほど上回っていない。

全体として、要件を充足する大部分の訴訟事件が事件トラックに振り分けられており、したがってまた、裁判所の類型別事件管理計画の要件に従うべきと思われる⁽¹²⁾。

(92) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 98.

(93) 裁判所の電子的訴訟事件表（ICMS）によれば、裁判所における二種の主要な非行政トラック（迅速、標準、および複雑）に振り分けられた訴訟事件のうち少なくとも八五%の事件について、事件管理協議が開催された。この数値は、若干控えめなものであつた。後に、トラックに振り分けられた訴訟事件数が示される。Id. at 98, n. 76.

(94) *Id.* at 99.

(95) *Ibid.* See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (3).

(96) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 99. See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (b) (3).

(97) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 99.

(98) *Ibid.*

(99) *Id.* at 100. しかし、1990年の連邦民事訴訟規則16条（a）項の改正により、現在、すべての連邦地方裁判所が、原則としてトマスクロージャーの規定を適用すべきものとされている。この点について、拙稿・前掲注（53）国士館法学[1]111-112頁を参照。

(100) *Id.* at 100. このステイタス協議は、現在、ステイタス・ヒアリングと呼ばれている。See LOCAL CIVIL RULES OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO, RULE 16. 3 (d).

(101) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (15), at 100.

(102) ある裁判官は、E N Eが事件管理協議に極めて類似していると指摘した。E N E中立人は、彼らが有意義な役割を担っていながらとの不満を表明した。数名の裁判官は、弁護士が仲裁を好んでいないと述べ、また、ある裁判官は、同様に、規則が裁判官に事件を仲裁に付託するよう命じる権限を認めていないため、調停の利用を選択すると指摘した。*Id.* at 100-101, n. 77.

(103) *Id.* at 101.

(104) *Ibid.* たゞ、い)のヤーン期日を定めていた地方規則七・一・(b)は削除された。

(105) 裁判所の記録によれば、一九九一年には係属事件の9%がマジストレイト裁判官の管轄の対象となり、九二一年およそ九二一年にはその割合はそれを13%および15%に上昇したが、その後その数は9%に戻った。*Id.* at 101, n. 78.

(106) *Id.* at 101.

(107) *Ibid.*

(108) *Id.* at 102.

(109) 裁判所の事件表から得られた情報に基づく。*Id.* at 102, n. 79.

(110) *Id.* at 103.

(111) *Id.* at 103.

(112) 後掲表16によれば、振分けの行われていない事件は、一般に迅速に終結している。全体の終結期間の中央値は三カ月であり、い)のうち九〇日以内に振分けがなされていない事件の終結期間の中央値は二カ月、九〇を超えて振分けがなされていな事件のやれば、六カ月である。*Id.* at 103, n. 80.

(113) *Id.* at 103.